



～火事・救急・救助は119番へ～

## 住宅用火災警報器は設置されていますか？

みなさんの住宅には、住宅用火災警報器（以下、住警器とする）の取り付けが義務づけられています。「私の家はつけなくてもいいかな」と思っているあなた、そんな時に火災が発生したらどうしますか。住警器によって助かる命があります。

火災は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こりうることです。火災の煙や熱を感知して、音声や警報音でいち早く知らせてくれるため、早期発見に大変有効です。

近年、全国的に火災が多く発生しています。下北管内においても平成27年度には35件発生しています。また設置していても、いざという時に作動しないのであれば全く意味がありません。日頃からの作動確認やお手入れをしましょう。なお、音が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲に煙・火の気がないか確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ、下記（①、②）の可能性がありま



### ①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。また、切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

### ②ホコリに注意しましょう。

ホコリが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのまま放っておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。

①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば②のように警報器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換をお願いします。火災を起こさない、火災死亡者を出さない為にもみなさんのご協力をお願いします。

## 平成28年春の火災予防運動実施に伴うお知らせ

平成28年4月11日(月)から17日(日)までの一週間、県下一斉に春の火災予防運動が実施され、4月11日(月)午前10時から、佐井村保育所幼年消防クラブによる防火パレードを行う予定です。

また、4月17日(日)に火災防御訓練を実施する予定です。当日は消防車両が出勤しサイレンを使用しますので、火災と間違えないようお願いいたします。詳しい内容は、告知端末などに掲載しますのでご覧ください。火災予防期間中に消防職員が各家庭（大佐井・古佐井）をまわり、住宅用火災警報器の設置状況や維持管理状況についての一般家庭防火訪問を致しますので、ご協力をお願いします。

写真は、過去に行われた防火パレードの様子です。

